

賃上げに向けた収益力強化補助金のご案内

賃上げを実施する企業が持続的な賃上げと成長を実現できるように企業の「稼ぐ力」の強化(生産性向上・収益力強化)を図る取組を支援します。



申請期間

令和8年2月20日[金]～4月30日[木]

概要

1 対象者要件

石川県内に本社又は主たる事業所を有する中小企業・小規模事業者であること。

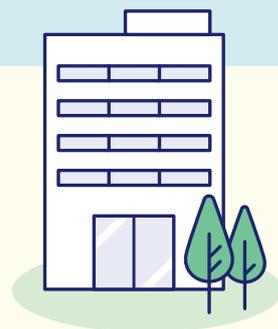
2 賃金引上げ要件

賃上げ対象期間(令和8年1月1日から令和8年9月30日までの間)に、一人当たり平均給料を賃上げ前(令和7年12月支給分)と比較して**4%以上増加**させること。

※ただし、令和7年度中に大幅な賃上げを実施した企業を支援する観点から、**令和7年1月1日から令和8年9月30日までの間**に一人当たり平均給料を、賃上げ前(令和6年12月支給分)と比較して**8%以上増加**させた場合も対象とします。

3 経営計画策定要件

商工会・商工会議所、認定経営革新等支援機関とともに経営計画を策定し、持続的な賃金の引上げのために、生産性向上や収益力強化に取り組むこと。



補助金額

上限 **600** 万円
(下限:30万円)

補助率

中小企業者 **2/3** | 小規模事業者 **3/4**

補助対象事業

補助対象となる事業は、次の(1)及び(2)の要件を満たす必要があります。

(1) 持続的な賃上げや付加価値の拡大につながる、生産性向上や収益力強化を図る事業(取組)であること。

【対象となる事業の想定】

- 自動ロボットアームを導入し、生産プロセスを省力化
- 販路開拓のための展示会への参加、ウェブ広告の掲載
- 無人レジ・セルフレジの導入
- 販売・在庫管理システムを導入し受発注をデジタル化 など



(2) 商工会・商工会議所、認定経営革新等支援機関の支援を受けながら取り組む事業であること。

スケジュール



① 申請書類提出(郵送)

※切: 4.30(木) 【当日消印有効】

② 交付決定(採択)通知

事業完了後、③ 実績報告

事業完了: R9.1.29(金)まで
実績報告: 事業完了後1ヵ月以内またはR9.2.12(金)の
いずれか早い日
(賃金引き上げ実施前であれば賃金改定後)

④ 補助金の額の確定通知・補助金の支払い

※審査の結果、不採択となった場合は、補助金は交付されません。
※補助金の支払いは、事業期間終了後、**精算払(後払い)**となります。

賃上げ事業者
支援センター



申請者



問合せ先

石川県賃上げ事業者支援センター(ワンストップ窓口)

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

TEL: 0120-500-912 ※受付時間/10:00~17:00(土、日および祝日は除きます。)



こちらから
アクセスできます。

特設サイト <https://j-lppf2.jp/isk-chinagehojo/>